

各証明制度のメリットと留意点【日本へ輸入する場合】

- EPA等に基づく原産地証明制度に関して、それぞれの主なメリットと留意点は以下の通りです。

証明制度	証明書類の取得方法	対象EPA等 (2024年6月時点)	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定 <u>を除く</u> 全てのEPA	<p>メリット : 発給機関が原産性を判断。</p> <p>留意点 : 発給に費用及び時間を要する。</p>
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある発給機関により <u>認定された輸出者</u> が書類を作成	日メキシコ、日スイス、日ペルー、RCEP	<p>メリット : 政府から認定を受けた認定輸出者が原産性を判断。</p> <p>留意点 : 輸出者が輸出国政府による認定を受ける必要。</p>
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) <u>日本の輸入者</u> が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定、RCEP	<p>メリット : 十分な情報を有している場合は、輸入者自ら原産品申告書を作成可能。</p> <p>留意点 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出者・生産者に事後確認が行われなかったため、輸入者のみに証明責任が生じる。(輸入者が証明できなければ特惠否認の可能性。) ・ 輸入者が作成する原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
	(輸出者又は生産者による自己申告) <u>輸出締約国の輸出者又は生産者</u> が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、RCEP(豪州、NZ間のみ)	<p>メリット : 輸出者・生産者が発給機関から原産地証明書を取得する手間(費用・時間)が省ける。</p> <p>留意点 : 原則として、輸出者・生産者が作成する原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。</p>